

処分名	傷病手当金の支給
標準処理期間	45日
根拠	法第86条第2項
審査基準	<p>支給対象者は次の4つの条件をすべて満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お勤め先から給与の支払いを受けている神奈川県後期高齢者医療制度の加入者であること。 2 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる方で、療養のために就労することができなくなったこと。 3 令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために3日間連続して仕事を休み（この3日間のうち1日目は、就労する予定であったが、就労することができなかった日であること（無給休暇に限らず、有給休暇でも構いません。）。なお、2日目及び3日目は、公休日や祝祭日、有給休暇を含みます。）、4日目以降も休んだ日があること。 4 就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかったこと。